

地域公共交通確保維持改善事業費補助金について (バリアフリー化設備等整備事業)

国土交通省では、地域公共交通確保維持改善策事業（バリアフリー化設備等整備事業）として、バリアフリー化により移動に当たっての様々な障害の解消等がなされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とし福祉タクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するユニバーサルデザインタクシーを除く）を導入する場合に補助を実施しています。

補助対象事業者

- 一般乗用旅客自動車運送事業者
- 一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者

補助対象車両

- 福祉タクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するユニバーサルデザインタクシーを除く）

補助率

- 1/3（上限額：60万円）
※ただし、リフトを装備する車両は上限額80万円

【補助金交付の流れ】

要望調査へのエントリー

※ 毎年3月又は4月頃に国が実施する要望調査にエントリーすることが必須となります。
(要望調査の実施時期は、予算の成立時期により毎年変動します。)

補助事業の内定・通知

※ 予算に応じて補助事業の内定を行い、対象者への通知を行います。

協議会の開催

※ 都道府県又は市区町村等の者によって構成される協議会において、生活交通確保維持改善計画（生活交通改善事業計画を含む）の審議・策定を行います。

補助金交付申請書の提出

※ 補助金内示を受けた事業者については、受付期間内に各運輸支局へ交付申請書を提出してください。

交付決定通知

※ 交付決定通知書が交付されます。

事業完了実績報告書の提出

※ 事業完了（車両の登録）した場合、完了日から1か月以内に事業完了報告書の提出が必要です。（完了日から1か月後が4月5日を経過する場合は4月5日が提出期限。）

額の確定・補助金の交付

※ 交付する補助金額の確定後、補助金の振り込みを実施します。

事業評価の報告

※ 補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までに協議会から報告するとともに、公表してください。